

ベネッセグループ

健保だより

令和6年春号 Vol.52

ご家庭にお持ち帰りになり、ご家族みなさんでご覧ください。

- 健康保険料率・介護保険料率のお知らせ
- 任意継続被保険者の標準報酬月額のお知らせ
- 令和6年度 保険料月額表
- 医療機関の受診はマイナ保険証で
- 令和6年度事業計画と予算が決定しました
- ご家族が扶養から外れるときは手続きが必要です
- 健康経営優良法人認定事業所の紹介 第3回 株式会社ジップ
- 常備薬斡旋カタログ&申込書

申込締切 令和6年6月30日

“いざ”というとき、健康を考えると、役立つ情報がたくさんあります。
スマートフォンでもご覧いただけます。

ベネッセグループ健康保険組合



<http://www.benesse-kp.or.jp/>



健康保険料率・介護保険料率のお知らせ

令和6年2月5日に開催された組合会で、令和6年度の健康保険料率・介護保険料率が決定しました。令和6年度の保険料は、令和5年度の財政状況等から健康保険料率は+0.15%の9.60%へ引き上げ、介護保険料率は-0.06%の1.74%へ引き下げる事になりました。

健保組合を取り巻く財政状況は例年悪化しており、中でも保険給付費や前期高齢者納付金に係る支出が令和2年度から令和5年度（見込）でそれぞれ1.3倍へ膨らみ、財政を悪化させています。財産（別途積立金）を取り崩し、健康保険料率を改定する（上げる）ことで財源を確保し、保険給付費や納付金等の支出に備えます。

《保険料率の内訳》

※被保険者と事業主の負担割合は、15分の8を事業主、15分の7を被保険者が負担します。

■健康保険料率

	令和5年度		令和6年度
事業主	5.040%	変更あり	5.120%
被保険者	4.410%		4.480%
計	9.450%		9.600%

令和5年度の経常収支（見込）は10億円の赤字で、令和4年度（3億円の赤字）より悪化しています。財政悪化を食い止めるため保険料率を上げて対応しますが、令和6年度も財産（別途積立金）から約7億円を取り崩して、運用する予定としています。

■介護保険料率

	令和5年度		令和6年度
事業主	0.960%	変更あり	0.928%
被保険者	0.840%		0.812%
計	1.800%		1.740%

令和5年度は介護保険料率を引き下げたものの、介護被保険者数の増加等による収入増で黒字決算となりました。令和6年度は令和5年度から7千万円を繰り越し、被保険者数の増加を見込んで介護保険料率を0.06%の引き下げとしています。

《適用時期》

令和6年3月保険料（4月度の給与から控除される保険料）から新しい保険料率を適用します。

任意継続被保険者の標準報酬月額のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額については、健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬月額）により当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額、もしくは同条第2項により、前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）のいずれか少ない額をその者の標準報酬月額とすることと定められています。

当健保組合の場合、前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額は320千円であったため、令和6年度も320千円に変更はありません。

令和6年度 保険料月額表

(調整保険料を含む)

標準報酬		報酬月額	健康保険料			介護保険料		
等級	月額		小計	事業主	被保険者	小計	事業主	被保険者
			96,000	8	7	17,400	8	7
			1000	15	15	1000	15	15
	円	円以上 円未満	円	円	円	円	円	
1	58,000	63,000	5,568	2,970	2,598	1,010	539	471
2	68,000	63,000~73,000	6,528	3,482	3,046	1,184	631	553
3	78,000	73,000~83,000	7,488	3,994	3,494	1,358	724	634
4	88,000	83,000~93,000	8,448	4,506	3,942	1,532	817	715
5	98,000	93,000~101,000	9,408	5,018	4,390	1,706	910	796
6	104,000	101,000~107,000	9,984	5,325	4,659	1,810	965	845
7	110,000	107,000~114,000	10,560	5,632	4,928	1,914	1,021	893
8	118,000	114,000~122,000	11,328	6,042	5,286	2,054	1,095	959
9	126,000	122,000~130,000	12,096	6,451	5,645	2,193	1,170	1,023
10	134,000	130,000~138,000	12,864	6,861	6,003	2,332	1,244	1,088
11	142,000	138,000~146,000	13,632	7,270	6,362	2,471	1,318	1,153
12	150,000	146,000~155,000	14,400	7,680	6,720	2,610	1,392	1,218
13	160,000	155,000~165,000	15,360	8,192	7,168	2,784	1,485	1,299
14	170,000	165,000~175,000	16,320	8,704	7,616	2,958	1,578	1,380
15	180,000	175,000~185,000	17,280	9,216	8,064	3,132	1,670	1,462
16	190,000	185,000~195,000	18,240	9,728	8,512	3,306	1,763	1,543
17	200,000	195,000~210,000	19,200	10,240	8,960	3,480	1,856	1,624
18	220,000	210,000~230,000	21,120	11,264	9,856	3,828	2,042	1,786
19	240,000	230,000~250,000	23,040	12,288	10,752	4,176	2,227	1,949
20	260,000	250,000~270,000	24,960	13,312	11,648	4,524	2,413	2,111
21	280,000	270,000~290,000	26,880	14,336	12,544	4,872	2,598	2,274
22	300,000	290,000~310,000	28,800	15,360	13,440	5,220	2,784	2,436
23	320,000	310,000~330,000	30,720	16,384	14,336	5,568	2,970	2,598
24	340,000	330,000~350,000	32,640	17,408	15,232	5,916	3,155	2,761
25	360,000	350,000~370,000	34,560	18,432	16,128	6,264	3,341	2,923
26	380,000	370,000~395,000	36,480	19,456	17,024	6,612	3,526	3,086
27	410,000	395,000~425,000	39,360	20,992	18,368	7,134	3,805	3,329
28	440,000	425,000~455,000	42,240	22,528	19,712	7,656	4,083	3,573
29	470,000	455,000~485,000	45,120	24,064	21,056	8,178	4,362	3,816
30	500,000	485,000~515,000	48,000	25,600	22,400	8,700	4,640	4,060
31	530,000	515,000~545,000	50,880	27,136	23,744	9,222	4,918	4,304
32	560,000	545,000~575,000	53,760	28,672	25,088	9,744	5,197	4,547
33	590,000	575,000~605,000	56,640	30,208	26,432	10,266	5,475	4,791
34	620,000	605,000~635,000	59,520	31,744	27,776	10,788	5,754	5,034
35	650,000	635,000~665,000	62,400	33,280	29,120	11,310	6,032	5,278
36	680,000	665,000~695,000	65,280	34,816	30,464	11,832	6,310	5,522
37	710,000	695,000~730,000	68,160	36,352	31,808	12,354	6,589	5,765
38	750,000	730,000~770,000	72,000	38,400	33,600	13,050	6,960	6,090
39	790,000	770,000~810,000	75,840	40,448	35,392	13,746	7,331	6,415
40	830,000	810,000~855,000	79,680	42,496	37,184	14,442	7,702	6,740
41	880,000	855,000~905,000	84,480	45,056	39,424	15,312	8,166	7,146
42	930,000	905,000~955,000	89,280	47,616	41,664	16,182	8,630	7,552
43	980,000	955,000~1,005,000	94,080	50,176	43,904	17,052	9,094	7,958
44	1,030,000	1,005,000~1,055,000	98,880	52,736	46,144	17,922	9,558	8,364
45	1,090,000	1,055,000~1,115,000	104,640	55,808	48,832	18,966	10,115	8,851
46	1,150,000	1,115,000~1,175,000	110,400	58,880	51,520	20,010	10,672	9,338
47	1,210,000	1,175,000~1,235,000	116,160	61,952	54,208	21,054	11,229	9,825
48	1,270,000	1,235,000~1,295,000	121,920	65,024	56,896	22,098	11,786	10,312
49	1,330,000	1,295,000~1,355,000	127,680	68,096	59,584	23,142	12,342	10,800
50	1,390,000	1,355,000円以上	133,440	71,168	62,272	24,186	12,899	11,287

※介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者及び40歳以上65歳未満の被扶養者をもつ被保険者から徴収されます。

※賞与については、支給額の1,000円未満の端数を切り捨てた額に、保険料率を乗じた数が徴収されます(年度累計573万円が上限)。

※健康保険料額、介護保険料額を事業主負担：被保険者負担で8：7の割合で按分したものが、それぞれの保険料負担額になります。

健康保険証は2024年12月2日に廃止

マイナ
保険証
始まっています!

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は次ページ)



今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?

📢 健保組合からお伝えしたいこと

現行の健康保険証については、令和6年12月2日をもって廃止されます。**以降は医療機関で受診する際には、マイナ保険証を利用することとなります。**マイナ保険証の利用にはマイナンバーカードの取得と保険証利用登録が必須となりますので、**保険証利用登録がお済みでない場合は、次ページを参考に早めに利用登録をお願いします。**健保組合では、誤登録防止のためマイナンバー紐づけ登録時には、本人確認のため氏名・生年月日に加え住民票住所まで正確に確認する防止策を講じています。

参考 保険証の利用登録の状況(令和6年1月15日時点)

当健保組合加入者の
保険証の利用登録の割合 **53.79%**

保険者が行っている安心、安全のための対応策について、動画をご覧ください。



デジタル庁作成動画 ▶ **【報告と対策】**

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

ベネッセグループ健康保険組合

健康保険組合連合会

メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？



A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの? メリット編】



なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要な？

マイナンバーカードを置いて本人確認



A 保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健保組合におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって使うの? 実践編】



手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単!



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル



受診時に簡単にできます!

医療機関窓口のカードリーダー



セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!



市区町村の窓口

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込み編】



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。
マイナンバーカード総合サイト ▶



令和6年度事業計画と予算が決定しました

令和6年2月5日に開催された第97回組合会にてベネッセグループ健康保険組合の令和6年度事業計画及び予算が承認されましたので、予算の概要をお知らせします。

健康保険（一般勘定）

●収入について

収入の特徴は次のとおりです。

1. 令和6年度の被保険者数（年間平均）は23,417人、被保険者一人当たりの標準報酬月額額は308,500円（前年度309,500円）と見込んでいます。
2. 保険料収入は被保険者数、及び健康保険料率の増加の影響から、令和5年度の予算と比較し約3.7億円増える見込みです。また、令和5年度からの繰越金7億円（前年度10.5億円）と、財産を取り崩した繰入金7億円（前年度7.4億円）を計上しています。

●支出について

支出の特徴は次のとおりです。

1. 被保険者一人当たりの保険給付費（医療費等）は、令和6年度もこれまでに引き続き増加傾向が続くものと見込んで計上しています。
2. 高齢者医療制度等に関する納付金については、算出根拠となる令和4年度の前期高齢者一人あたり医療費が低く抑えられていたこともあり、令和5年度予算から約8.8億円減少する予定です。
3. 保健事業については、特定健診・特定保健指導の実施徹底と人間ドックを拡充するための予算を計上しており、前年度と大きな変化はありません。

介護保険（介護勘定）

介護保険では、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収します（※）。

令和6年度の納付金は9.2億円を予定しており、保険料率の引き下げ（-0.06%）と令和5年度からの繰越し（7千万円）で対応しますが、今後の介護納付金は増加予想であり、今後は準備金の繰入れを含めて対応していくことになります。

※当健保組合では「介護保険特定被保険者制度」を採用しています。「介護保険特定被保険者制度」とは、自らは40歳以上65歳未満ではないものの、40歳以上65歳未満の被扶養者を扶養している場合に、その被保険者を「特定被保険者」と呼び、介護保険料を徴収する制度です。

■収入支出予算概要表

一般勘定 （単位：千円）

収入	
保険料収入	9,327,226
調整保険料収入	123,156
繰入金・繰越金	1,397,700
財政調整事業交付金	92,530
雑収入及びその他	16,331
合計	10,956,943
経常収入 合計	9,333,969

支出		
保険給付費	5,777,015	
納付金	高齢者関係	3,664,000
	病床転換支援・退職者給付	111
	計	3,664,111
保健事業費	332,620	
財政調整事業拠出金	135,473	
事務費・営繕費・予備費・その他	1,047,724	
合計	10,956,943	
経常支出 合計	9,915,134	
経常収支 差引額	▲581,165	

介護勘定 （単位：千円）

収入	
介護保険収入	966,294
繰入金・繰越金	70,000
その他	8
合計	1,036,302

支出	
介護納付金	920,000
介護保険還付金	279
雑支出・その他	2
積立金・予備費	116,021
合計	1,036,302
収支 差引額	0

*収入支出概要表は各項目単位で四捨五入しているため、各項目の和と合計の値に差異が発生する場合があります。

財産保有見通し

健康保険	準備金	法律で定められた保有条件を満たしており、不足はありません。
	別途積立金	内規で保有を定めている任意の積立金です。令和6年度に7億円を繰入れた後は定めた額の3.5倍となる見込みです。
介護保険	準備金	法律で定められた保有条件を満たしており、不足はありません。

就職・引っ越しシーズン到来



引っ越し



就職 **ご家族が扶養から外れるときは**

手続きが必要です



収入の増加

ご家族が就職や引っ越し、収入の増加などで被扶養者の要件を満たさなくなったときは、5日以内に「被扶養者（異動）届」の提出が必要です。



75歳になった

こんなときは**被扶養者**ではなくなります

- 就職して他の健康保険の被保険者になった
- パートやアルバイト先で健康保険の被保険者になった
- 結婚して配偶者の被扶養者になった
- 年収が130万円以上*1（月収換算10万8,334円以上）になった
- 年収が被保険者の2分の1を超えた
- 被保険者からの仕送り額より、別居している被扶養者の収入が多くなった
- 雇用保険の失業給付を受給し、基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害厚生年金の受給者等は5,000円以上）になった
- 同居が扶養の要件である人*2 が別居した
- 亡くなった
- 離婚した
- 満75歳になった（後期高齢者医療の対象）

*1 60歳以上または障害者の場合は180万円以上。令和6年度は「年収の壁」の例外があります。

*2 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の親族が被扶養者となるには、被保険者に生計を維持されているほか、同居している必要があります。



Check!

被扶養者になる要件

- ✓ 3親等内の親族である
- ✓ 国内に居住している
- ✓ 収入が下記①②の両方を満たす

①

年収130万円未満
（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）

②

被保険者と同居の場合…
収入が被保険者の収入の半分未満
被保険者と別居の場合…
収入が被保険者からの仕送り額未満

●上記要件を基準に、健保組合が総合的に判断します。

扶養から外す手続き

「被扶養者（異動）届」に、扶養から外す被扶養者の保険証を添えて、会社に提出します。届け出の期限は上記に該当した日から5日以内です。



ご注意ください

届け出が遅れ、その間に保険証を使用して医療機関を受診等した場合は、自己負担分を除く医療費等を返還していただきますのでご注意ください。



健康経営優良法人認定事業所の紹介

第3回 株式会社ジップ

【株式会社ジップ健康宣言】

株式会社ジップは、従業員の健康保持・増進に配慮した組織を創造し、従業員一人ひとりの心身の健康維持向上に努めることを宣言いたします。

1. 従業員の健康および安全を確保しながら、従業員の健康度や労働意欲の向上に取り組みます。
2. 健康診断受診率100%を継続し、従業員の健康を確認します。
3. 活力ある企業風土・働きやすい職場環境づくりに努め、従業員一人ひとりのパフォーマンスの向上に取り組みます。
4. 心ある誠実な仕事を一つひとつ積み重ねることにより、お客様や地域・社会から支持される「誰もが知る称賛される企業」となるために、会社・従業員・健康保険組合が一体となって健康づくりに取り組みます。

自 社 紹 介

ジップはDMや学習教材の封入・ラッピング事業を主体とした物流支援事業を基盤に、更に受注支援や販促支援分野にもその守備範囲を拡大してきました。現在は通販事業をトータルにサポートする「ダイレクトマーケティングソリューション企業」として多岐に渡る事業を展開しています。全国に22事業拠点と5営業拠点を持ち、従業員は2023年12月末時点2,525名（内、正社員457名）です。契約・パート社員が8割以上を占めているのが特徴です。2023年に初めて「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」に認定されました。

主な取組内容

1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討

定期健康診断は実施するだけでなく、その後のフォローについても保健師を中心に積極的に取組んでいます。

特定保健指導は事業所で就業内に実施することで高い実施率を維持出来ています。また、人間ドック受診率もがんリテラシー向上の取組みや積極的な受診勧奨を通して2021年度31.3%から大きく増加してきています。

2) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策

【食生活】「カンタン！おうち食レシピ集」作成…誰でも簡単に作れるレシピを従業員より募集しました。

おうち食に興味を持ち自分で料理をするという食習慣の意識強化になりました。現在、テーマを変えてPART IIの作成に取組んでいます。

【運動】スマートフォンアプリを活用したウォーキングキャンペーンを実施しました。チーム対抗と個別ランキングで競い大変盛り上がりました。楽しみながらそれぞれの目標達成に向けて取組むことができました。

健康関連データ

	2021年	2022年	2023年
定期健康診断実施率	95.5%	100%	100%
特定保健指導実施率 (最終面談終了)	95.9%	96.6%	-
ストレスチェック 受検率	94.0%	93.6%	90.7%
高ストレス判定率	10.5%	12.8%	11.8%
人間ドック受診率	31.3%	41.9%	-



健康経営優良法人の認定を受けて

経営者の健康宣言のもと（2022.8）まず一番に取組んだことは健康づくり推進委員会の発足と推進委員の配置による体制づくりでした。この2年間、様々な委員会活動を通して、従業員の健康づくりへの意識は少しずつですが確実に高まってきました。従来、社員教育には力を注いできましたが、更に従業員のヘルスリテラシー向上のため、社内推奨資格に健康マスター検定協会（一社）日本健康生活推進協会が実施している「健康マスター」を追加し、合格者には受験料・教材費等の補助を行うようにしました。現在、健康マスター：10名、エキスパート3名が資格を取得しています。（2023.12時点）

これからも、ひとつひとつの健康課題と向き合いながら、従業員の健康管理・健康増進を通して、活力ある企業風土・働きやすい職場環境づくりに努めていきます。